

平成22年度第2回岐阜県入札監視委員会「定例会議」議事概要

平成22年12月17日（金）

議会東棟3階 執行部控室

【県発注建設工事、資格停止の運用状況等に関する質疑応答】

（質疑なし）

【抽出事案に関する質疑応答】

1 公共 社会資本整備総合交付金 岩井高山停車場線

Q：この現場では、これまでの工事で同じような業者を選んでいるのか。

A：今まではA等級の工事であったが、今回はC等級の工事になった。今回の落札者は、この現場では初めての業者である。

Q：C等級は何者あるのか。

A：管内には60～70者あるが、旧高山市内で県工事の実績があり土木を主としている業者は11者程度になる。

Q：入札率が近接しており、バラツキがない。

A：管内の平均落札率は、今年の現在までの実績では、C等級は95.4%となっている。B等級は90.1%、A等級は95.6%で、B等級は競争が厳しくなっている。

2 山地災害総合減災対策治山事業 水上入ヶ洞地区工事

Q：B等級の入札参加資格を満たす者が17者ある中で、1者しか応札がなかった理由は。

A：推測であるが、施工現場は山間地で勾配があり、狭いところで施工しづらい工事である。また、上半期の終わりで業者の手持ち工事があること、7月の豪雨災害で災害協定の関係で手一杯だったということも推測されるが、それ以上の分析はしていない。

Q：前年度は違う業者か。

A：昨年度は山腹工もあり、指名競争で行った。B等級とC等級の半分から選んだが、C等級の業者が落札した。今年度の工事はB等級が対象であり、昨年度の業者は入札に参加できない。

Q：来年度も一般競争入札で行うのか。

A：来年度もB等級の工事になるが、入札参加資格の対象にA等級を加えることができる特例基準を適用して、対象を増やすことを考えている。

Q：本件は、せっかく総合評価一般競争入札を行ったのに、応札が1者しかなかった。なるべく競争性が高くなるように工夫すべきである。

A：検討していく。

3 遠方監視設備更新（山之上監視制御装置等改造）工事

Q：著作権についての法律の見解は正しいと思うが、コンピュータソフトの積算根拠はブラックボックスであり、わからない。

A：見積りを取った上で、県の基準で積算している。

Q：県が発注して独自にプログラムを作ってお金を払っているのに、著作権が業者にあるのが理解しがたい。

A：パッケージソフトやアプリケーションソフトの著作権を県が買い取ることも可能だが、基本ソフトの著作権が業者にあるので何もできない。他県でも著作権の買い取りはしていない。

Q：今後、また改造することはあるのか。

A：基本的にはない。今回は県の浄水事業を大きく変更したことによるものである。

4 公共 砂防激甚災害対策特別緊急事業

Q：管内に、A等級、B等級の業者はどれくらいあるのか。

A：A等級は16者、B等級は24者ある。

Q：20者指名する規程ということだが、そのうちの2者辞退はやむを得ないのか。

A：やむを得ないと考えている。

5 公共水質保全下水道事業 水処理施設（1・2池）機械設備（再構築）工事

Q：総合評価の地域要件では、県内で営業所に人を配置して営業活動しているという姿勢を評価しているのか。

A：そのとおりである。

Q：総合評価の加算点で、技術所見が0点から5点まで開いているが、抽象的な記述だけでそれだけの違いがあるのか。

A：据付精度をテーマにしており、県の基準に対して据付精度を更に高める提案をしてきたかどうかでこのような評価になった。

6 公共河川総合開発事業 丹生川多目的ダム 管理設備工事

Q：入札結果を見ると予定価格から離れているが、予定価格が高すぎるということはないのか。

A：事前に見積りを5者から取って、項目別に提示してもらっている。見積りを依頼した8者のうち、5者は入札している。見積りは社印のある正式なものであり、異常値は除外している。制度上、低入札価格調査は落札候補者1者しか行っていない。

Q：見積りと入札では金額が違うということか。

A：スケールメリット等を何も考慮しない見積りと、実際の入札では違ってくる。

Q：来年以降は、80%のできるなら見積りもそれで算段することはできるのか。

A：今回は非常に特殊な業務である。全国的な傾向はあるかもしれないが、当県の中だけではデータ不足である。

7 岐阜メモリアルセンターで愛ドーム吊物装置部品等取替工事

Q：ほぼ見積りどおりの結果になっているが、この落札者から見積りを取ったのか。

A：見積りは、現在この施設のメンテナンスをしている別の業者から取った。

Q：今回1者しか応札がなく、落札率が高かったことを発注者としてどう考えているか。

A：今回は舞台装置で特殊な装置であった。近年では初めての既設装置の部品交換であり、メーカーもあまり値引きができなかったのではないかと推測している。

Q：電子入札なので、どこからでも参加できるはずであり、普通に考えると理解しがたい。これから色々な施設が老朽化してくるので、同様の工事は今後も出てくる。一般競争でせめて15～6者は応札がないと説明責任が果たせない。指名競争で絞っていたものを、一般競争で広く募集するようになったのに、逆の結果になっている。一般競争で応募が少ないような工事は、指名競争にすることを見極める必要がある。

A：一般競争の平均応札者数は10者程度である。指名業者を増やした方がよいということで指名を20者にしており、一般競争も20者以上応札できることを条件にしている。今回の工事は特殊なものであったが、今後は20者以上応札できるように入札条件を検討していく。